

参 考

1	鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）	11
	（1）住民監査請求書	
	（2）住民監査請求書補充書（抜粋）	
	（3）住民監査請求書補充書 2	
2	関係法令等（抜粋）	32
3	契約書等（抜粋）	35
	（1）建設工事請負契約書【当初】	
	（2）数量総括表【当初】	
	（3）建設工事請負変更契約書【最終】	
	（4）数量総括表【最終】	
4	本件側溝清掃（無蓋）に係る関係資料	39
	（1）工事設計書【当初】（抜粋）	
	（2）工事設計書【最終】（抜粋）	
	（3）数量表（除草面積計算集計表）【令和 7 年 3 月 21 日付決裁変更設計書添付】	
	（4）リスクアセスメント K Y 活動実施記録	
	（5）＜修正報告 1＞工事写真撮影日の修正（令和 8 年 4 月 22 日付第 202600029796 号）	
	（6）＜修正報告 2＞工事写真撮影日の再修正（令和 8 年 4 月 30 日付第 202600035196 号）	
	（7）＜訂正報告 1＞本監査説明内容の訂正（令和 8 年 5 月 18 日付第 202600048779 号）	
	（8）＜聞き取り票＞本監査説明内容の再訂正（令和 8 年 5 月 20 日聞き取り）	
	（9）＜報告 1＞数量総括表と工事設計書の不一致 (令和 8 年 5 月 22 日付第 202600054935 号)	
	（10）工事写真【令和 8 年 4 月 30 日付修正報告後】	
	（11）施工位置図【日野県土整備局作成・提出】	
5	住民監査請求制度の概要	87



住民監査請求書

2026・令和8年3月27日

下記住民監査請求人代理人 弁護士 [REDACTED]

鳥取県監査委員 殿

以下のとおり、地方自治法242条に基づき、住民監査請求します。

第1 住民監査請求人及び代理人の表示

住民監査請求人 [REDACTED]

住民監査請求人代理人 [REDACTED]

第2 請求の要旨

以下の1記載の工事の内の「側溝清掃」に関し、以下のとおり住民監査請求をする。

1 工事、支払金額等

(1) 本件工事は以下のとおり。

年度 令和6年度

路線名 県道新見日南線外

工事名 県道新見日南線外 道路維持工事 8工区

施行位置 日野郡日南町下石見外

当初設計金額 22,479,600 円

(以上は、証拠1)

変更後の最終設計金額 21,242,100 円(証拠2)

施工業者 [REDACTED] (以下、単に「[REDACTED]」という)

(2) 前記工事の当初設計には、「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」という工種は無かったが(なお、「側溝清掃(人力清掃工)同有蓋」は有った。証拠1の頁0-0011, 0012), 変更後の最終設計には、「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」が登場した。(証拠2の頁1-0012)

- (3) ■■■■■は、この「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」を 5240m(5.24km)施工したとして、県から、平成 7 年(2025年)4 月終り頃に、4,905,948 円の支払いを受けた。

2 しかしながら、この「側溝清掃(人力清掃工)無蓋 5240m(5.24km)施工」なるものには、以下のような大きな疑問がある。

- (1) この日野郡日南町にある工区は、3, 4, 5, 6, 8の各工区であるが、それらの工区において過去10年の道路維持工事「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」は、長くても1km程度であり、この 5240m(5.24km)は、それと比べて異常に長い。

(なお、他に、■■■■■には、現在、鳥取地裁で住民訴訟中の3km, 4kmがある。)

- (2) この平成6年度の4, 6の工区では(本住民監査請求人が経営する■■■■■がその道路維持工事を請負った。), このように長い「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」は無い。

- (3) 「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」は、台風の後などに側溝が詰まった等を理由として施行する工事である。

この■■■■■の「5240m(5.24km)」なるものは、年度末の令和7年3月に施工したとして県にその代金が請求されているようであるが、そのような時期にこれほどの長距離を施工する理由・必要は、まず無い。

- (4) ■■■■■の社員が、令和7年3月中旬に■■■■■が本工区の側溝から土を上げているのを目撃し、■■■■■は同年4月14日にその土(■■■■■が側溝内から上げた落ち葉混じりの土。道路に点々と置いてあった)を片付けた。

すなわち、■■■■■が、令和7年度の本8工区の道路維持工事を落札して請負い、県(日野県土整備局の指示)からの指示で4月14日にこの土(前記のとおり、道路に点々と置いてあった。なお、近隣住民から県に、「側溝内から上げた土が片付けられていない。」という苦情があったということである。)を片付けたが、その距離合計は、せいぜい300mであった。しかもそれに要した時間・人数は、4月14日の「8:00~12:00」で、「作業員1名」と「運転手1名」(及び交通誘導員1名)のみである。(証拠3)

- (5) 本工区に関わる自治会は、毎年春と秋に町からお金をもらって本路線・道路の清掃(側溝清掃も行う)をしているが、その事実からしても、本件(3月の5240m(5.24km)もの側溝清掃)は、不自然である。

- (6) 県は、年度末近くなった3月5日・6日頃までには、業者から、変更の最終出来形を提出させているが、県が、3月に、5240m(5.24km)もの工事、4,905,948 円もの工事を発注したとは考え難い。

なお、変更後の工事設計書の、「本工事費内訳書」の「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」の「金額 2,094,428」に、「施工単価表」の「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」の「土木一般世話役」「構成比 25.46%」を乗ずると、750,141 円になる

が、それを「単価 25,515」で除すると、同世話役は、正味 29.4 日働いたことになる。この「正味 29.4 日」を、土日・祝日のある暦日に換算すると、約 1 か月半になる。

このような、約 1 か月半かかる工事を年度末の 3 月に県が指示(設計変更の指示。前記 1, (2)のとおり、当初設計には無かった「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」を設計変更で登場させる)ことも、通常有り得ない。

3 以上から、本件「側溝清掃(人力清掃工)無蓋」5240m(5.24km)施工なるものは、架空と考えられ、前記のとおり、その施行は、せいぜい 300m である(約 5 km は明らかな架空)。

4 以上のとおり、県は、支払うべきでない、支払う必要もない金額を [] に支払っている。

これは、地方自治法 242 条 1 項に規定する「違法若しくは不当な公金の支出(当該行為)」に該当する。

また、支払うべきでない、支払う必要もない金額を支払ったので、もしくは、支払われたので、県は、[] に、返還請求もしくは損害賠償請求をすべきであるが、それを行わないまま放置している。これは同法同項に規定する「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実(怠る事実)」に該当する。

よって、その是正等をもとめ、監査委員に対し、本住民監査請求を行う。

5 補足説明(当該行為, 怠る事実)

(1) 本住民監査請求人は、同種の事案について、2025年6月30日に、「怠る事実」であるとして、住民監査請求をしたところ、貴監査委員は、「怠る事実」ではなく「当該行為」であり、1年の期間制限にかかるとして、何ら審理をすることなく、監査を実施しなかった。

しかしながら、その対応は誤りである。条文、判例等を引用しながら以下のとおり補足説明をする。

ア 地方自治法 242 条 1 項は、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは・・・」と規定し、2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これをすることができない・・・」と規定する。

言うまでもなく、「当該行為」と「怠る事実」を区別し、前者については1年の期間制限にかかる旨を規定したものである。すなわち、後者については期間制限にかからない。

イ 周知のとおり、最3小判平成14年7月2日(平成10年(行ヒ)第51号、判例時報1797号3頁)は、要旨次のとおり判示している。

「監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合には、これをしなければならない関係にあった上記第二小法廷判決の場合と異なり、当該怠る事実を対象としてされた監査請求は、本件規定の趣旨を没却するものとはいえず、これに本件規定を適用すべきものではない。」

すなわち、「監査委員が怠る事実の監査を遂げるためには、特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合」には、1年の期間制限の規定を適用すべきではないとしている。

(2) 本件は、前記2, 3記載のとおりであり、前記最高裁判決が言う「特定の財務会計上の行為の存否、内容等について検討しなければならないとしても、当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない場合」に該当する。

なお、その典型的なものは、業者間の談合による入札等の違法行為(不法行為、不当利得)であるが、本件も、業者が実際におこなった工事内容と異なる、工事内容よりも過大な代金を県に請求するという違法行為(不法行為、不当利得)と解され、この最高裁判決の言う「当該行為が財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にはない」場合のひとつである。

以上のとおり、本件は期間制限にかからない。

なお、当職が上告人復代理人を務めた最3小判平成21年4月28日(破棄差戻、平成20年(行ヒ)第97号、判例時報2047号113頁)も同様であるし、国葬の費用出費に関する住民監査請求・住民訴訟も、また県議会議員等の政務活動費に関する住民監査請求・住民訴訟も同様である。

政務活動費に関する住民訴訟について言えば、例えば、神戸地判平成29年4月25日は、前記最判平成14年7月2日の考え方を明示した上で、その考え方を政務活動費にも当て嵌め、以下のとおり判示している。

「イ これを本件についてみると、後記2(1)のとおり、政務活動費等の交付を受けた議員は、当該政務活動費等を所定の用途基準に沿わない用途に充てた場合には、当然に、県に対し、これに相当する額の損害賠償又は不当利得返還の義務を負うと解される。この点、概算払により交付される政務調査費等については、返納を要する場合には、年度末(収支報告書の提出)後に支出命令者において返納の決定をすることが予定されている(財務規則60条3項、60条の2第1項参

照)。しかしながら、議員の県に対する政務調査費等の支出に相当する額を返還する義務(損害賠償義務又は不当利得返還義務)は、上記のとおり、議員が政務活動費等を使途基準に適合しない支出に充てたという事実によって発生するのであって、上記返納決定が財務会計法規に違反する違法なものであることにより発生するものではない。そうすると、本件監査請求の対象である怠る事実、すなわち、県の参加人らに対する本件各政活費等の支出額に相当する金員の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実は、県監査委員において、その監査を遂げるために、参加人らに対する返納決定の適否を判断しなければならない関係にはないから、法242条1項による監査請求期間の制限を受けない怠る事実に当たると解される。」

- (3) さて、ひるがえって本件を見るに、「当該行為」に該当するとした場合でも、その代金支払いから未だ1年を経過していないし、「怠る事実」に該当するとした場合は、もちろん1年経過は問題とならない。

以上

添付書面

委任状		1通
証する書面	証拠1乃至証拠3	各1通



証拠1

当初設計

工事設計書

施工年度	令和 06 年度
事業区分	県界
路線名 河川名称	県道新見日南線外
工事名	県道新見日南線外道路維持工事(8工区)
施工位置	日野郡日南町下石見外
設計金額	¥ 22,479,500 円
工事概要	既設・改築工 一式 舗装工 一式 区画線工 一式 防護柵工 一式 道路付属施設工 一式 道路清掃工 一式 排水施設関係工 一式 除草工 一式 冬季対策施設工 一式 応急処理工 一式

総括情報表

県0-0002

事務所 設計書名 受発回値 事業名 適用事業区分 適用事業地区 事業適用日 経費体系	25 日野県土整備局 実施設計書 当初 05-*****-348 -40 0 1 実地単位 40 日南町 30-06.02.10 (1) 1 公共				
	当世代	前世代		当世代	前世代
工種 現場環境改善費 施工地域 契約保証区分 設置箇所 工事総価割当率 工事原価区分 積立日補償回数	13 僅幼維持 30 準許しない 12 一般交通影響有り(2) 01 金銭保証(0.04%) 01 設置あり 03 千円未満(土木) 02 算入しない 04 4割8分以上				

05-*****-348 -40

本工事費 内訳書

頁0-0911

項目・工種・施工名称など	数量	単位	金額	備 考
路面清掃工				(m ²)
路面清掃(路肩部・人力)		一式	210,440	(m ²)
路面清掃(路肩部・人力) 塵埃量 普通		km	135,760	
路面清掃(歩道・人力)	2	km	135,760	060210
路面清掃(歩道等・人力) 歩道 塵埃量 普通		m ²	74,640	
路面清掃(歩道等・人力)	200	m ²	29,720	060210
路面清掃(歩道等・人力) 歩道(草の処理) 塵埃量 普通	200	m ²	53,920	060210
排水施設清掃工				(m ²)
側溝清掃(人力)		一式	321,352	(m ²)
側溝清掃(人力清掃工) 有蓋 土砂厚25cm未満		m	319,180	
	100	m	130,700	060210

06-*****-348 -40

本工事費 内訳書

頁0-0912

項目・工種・施工名称など	数量	単位	金額	備 考
側溝清掃(人力清掃工) 有蓋 コンクリート蓋	100	m	92,890	060210
側溝清掃(人力清掃工) 有蓋 鋼蓋(ボルト締結)	100	m	95,390	060210
側溝清掃				(m ²)
側溝清掃(人力清掃工) 無蓋 土砂厚25cm未満		箇所	2,172	
側溝清掃(人力清掃工) 無蓋 土砂厚25cm以上	1	箇所	746	060210
側溝清掃(人力清掃工) 無蓋 土砂厚25cm以上	1	箇所	1,428	060210
除草工				(m ²)
道路除草工		一式	3,608,745	(m ²)
除草		一式	3,608,745	(m ²)
除草		m ²	3,149,500	
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 ダンプトラック(オンロード・DE・2t積載) ダンプトラック 容量19.5km以下(17.5km積)	31,692	m ²	3,149,500	060210

06-*****-348 -40



品質改善 証拠2

工事設計書

施工年度	令和 06 年度
事業区分	単車
路線名 河川名等	京浜東北線外
工事名	京浜東北線外区間延伸工事(8工区)
施工位置	日野駅日南町下石見外
設計金額	¥ 21,241,100 円
工事概要	高架・盛土工 一式 軌道施設改修工 一式 ←  除雪工 一式 応急処理工 一式

総括情報表

頁1-0002

事務所 設計番号 区画図放 事業名 適用事業区分 適用事業地区 事業適用目 路線費体系	25 日野駅土整備局 実施設計書 変更1 06-*****-348 -41 1 1 実施事業 (1) 40 日南町 00-06, 02, 10(0) 01-06, 02, 99(1) 1 公共				
	13 道路維持 09 車上しない 13 一般交通影響有り(2) 01 土敷積込(0.04%) 01 盛雪処理あり 00 千円止め(土木) 02 算出しない 04 4週日付(06年4月以前)	15 道路維持 00 車上しない 15 一般交通影響有り(2) 01 土敷積込(0.04%) 01 盛雪処理あり 00 千円止め(土木) 02 算出しない 04 4週日付(06年4月以前)			
工事 現況改良改善費 施工地域 契約保証区分 重要事項 工事価格標準処理 工期決定区分 進捗2日延滞回数					

06-*****-348 -41

本工事費 内訳書

頁1-0011

項目・工種・施工条件など	数	量	単位	金額	備 考
路面清掃工					(㎡×3)
路面清掃 (路面材・人力)	0			0	(㎡×4)
路面清掃 (路面材・人力) 塵埃巻 巻き	0			0	
路面清掃 (歩道・人力)	0			0	(㎡×4)
路面清掃 (歩道等・人力) 歩道 塵埃巻 普通	0			0	
路面清掃 (歩道等・人力) 歩道 (車の経路) 塵埃巻 普通	0			0	
排水施設清掃工					(㎡×3)
排水清掃 (人力)			一式	2,024,428	(㎡×4)
排水清掃 (人力清掃工) 有蓋 土砂厚25cm未満			㎡	2,024,428	
	0		=	0	

05-*****-348 -41 鳥 取 県 062299

本工事費 内訳書

頁1-0012

項目・工種・施工条件など	数	量	単位	金額	備 考
排水清掃 (人力清掃工) 有蓋 コンクリート蓋					060298
排水清掃 (人力清掃工) 有蓋 鋼蓋(60×60)	0		㎡	0	060299
排水清掃 (人力清掃工) 無蓋	5,249		㎡	2,024,428	060299
排水清掃 (人力清掃工) 無蓋 土砂厚25cm未満	0			0	
排水清掃 (人力清掃工) 無蓋 土砂厚25cm以上	0			0	
除草工					(㎡×2)
道路除草工			一式	2,024,194	(㎡×3)
除草			一式	2,024,194	(㎡×4)
	0		=	0 581 628	

05-*****-348 -41 鳥 取 県



鳥取県監査委員 様

2026・令和8年4月10日

令和8年3月30日受付監査請求
住民監査請求人 [REDACTED]
代理人 弁護士 [REDACTED]

住民監査請求書補充書

1 貴委員から「鳥取県職員措置請求書の補正について(通知)」なる書面が郵送されてきたので、同書面記載1, 2に沿って、住民監査請求書を、本書面のとおり補充する。

2

(陳述日の調整)

3 「鳥取県職員措置請求書の補正について(通知)」記載1, (1)について

請求人は、「県が [REDACTED] に令和7年4月に 4,905,948 円を支払ったこと」を直接示す証拠なるものは所持していない。その書類は県が所持している。

請求人は公文書開示を求めたが、延長決定がなされていて(開示を延長して6月15日におこなうとの延長決定が出ている。), 未だ入手できない。公文書開示がなされれば、当然、提出する。

一方、貴委員会が、関係部所からその取り寄せ等をする事は、内部的に容

易なことである。

なお、「県が[]に令和7年4月に4,905,948円を支払ったこと」は、証拠2の2枚目と証拠3に基づく計算によって求められる。求められれば、「陳述」において、その計算方法を説明する。

4 同記載1, (2)について

証拠3ではなく、証拠4なのでその旨補正して補充する。
本書面に添付して、証拠4を提出する。

5 同記載2について

その資料として、本書面に添付して、証拠5の1乃至5の3を提出する。

以上

証拠4

作業日報

令和 7年 4月14日(月曜日) 天候 曇

工事請負者	
主任技術者	現場代理人

3

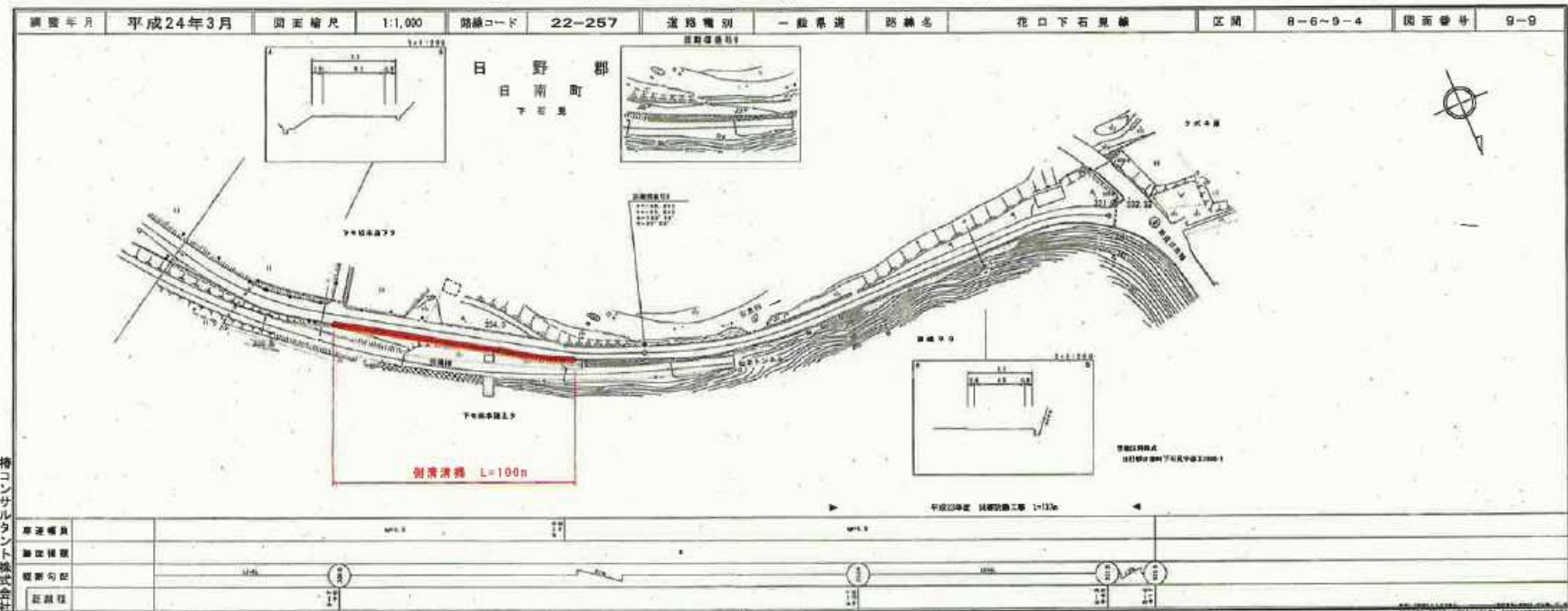
場所(位置)	工種	作業内容・時間	勤務人員	使用材料		備 考 (特記すべき事項)	
				品 名	数 量	種 別	台 数
新見日南線 (23-14、15、16) 花口下石見線 (9-9)	応急処理工	土砂撤去 (8:00~12:00)	特殊作業員 1.0人 普通作業員 1.0人 一般運転手 1.0人 交通誘導員 1.0人	残土	2tDT 2台	特殊車、機械類等の稼働状況	
						2tDT	1台

証拠5の1



道路台帳平面図

鳥取県



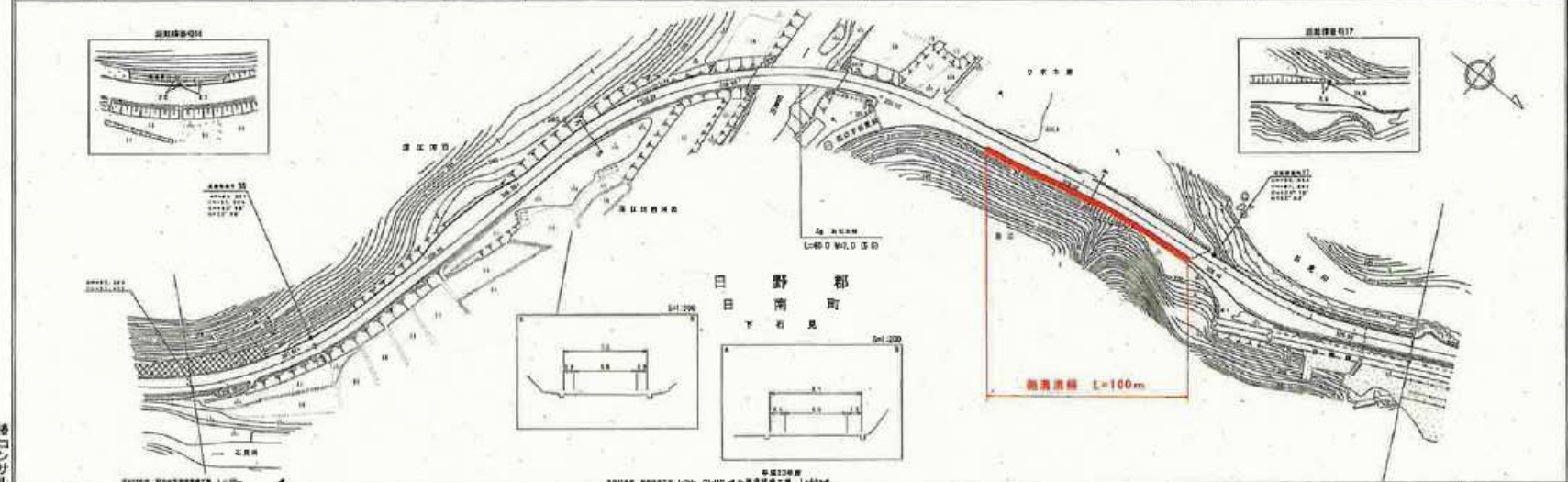
証状5の2



道路台帳平面図

鳥取県

撰製年月	平成24年3月	図面縮尺	1:1,000	路線コード	21-008	道路種別	主要地方道	路線名	新見日南線	区間	15-8~17-1	図面番号	23-14
------	---------	------	---------	-------	--------	------	-------	-----	-------	----	-----------	------	-------



積コンサルタント株式会社

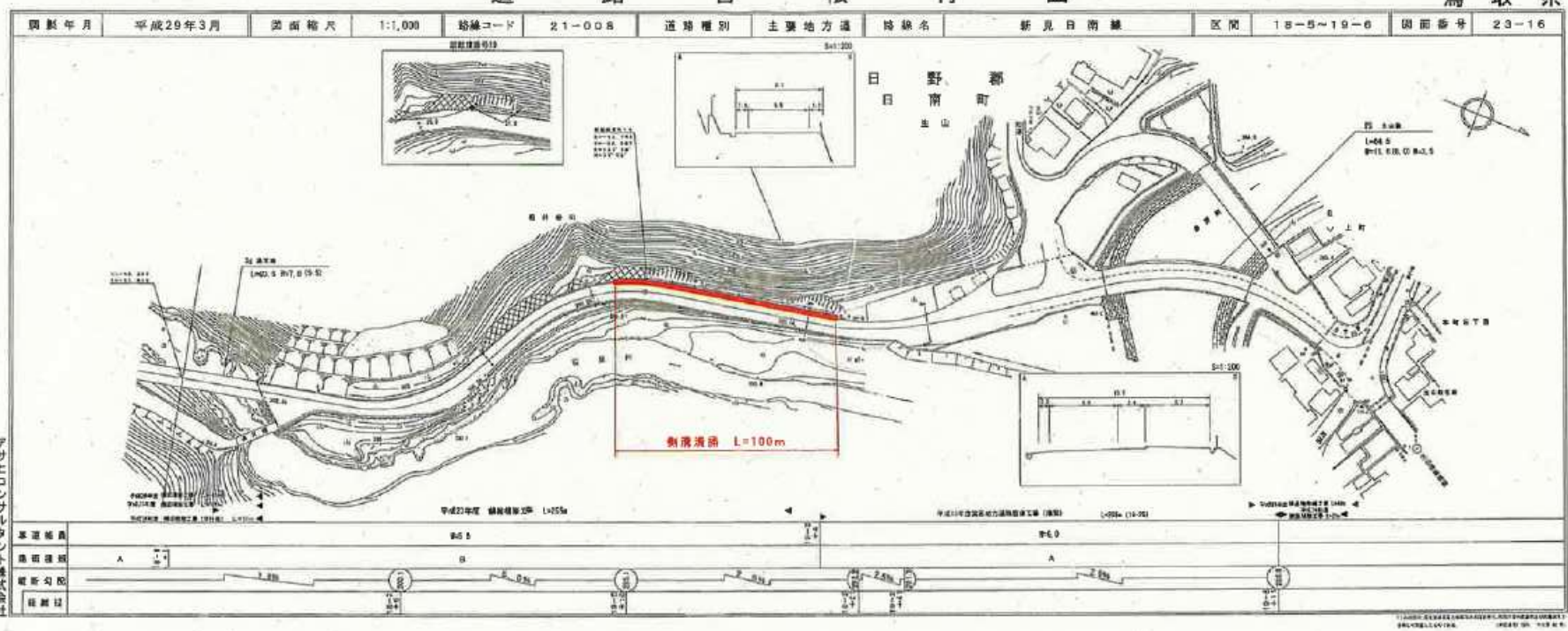
原簿番号	
路線種別	
縦断勾配	
道路幅	

証状5の3



道 路 台 帳 付 図

鳥 取 県



シンワ技研コンサルタント株式会社



鳥取県監査委員 様

2026・令和8年4月20日

令和8年3月30日受付監査請求
住民監査請求人 [REDACTED]
代理人 弁護士 [REDACTED]

住民監査請求書補充書 2

貴委員の4月15日付「鳥取県職員措置請求書の補正について(通知)」記載1の「4,905,948円」(住民監査請求書, 2頁, 2行目に記載の金額)を算出する計算方法等の説明は, 別紙「計算説明」のとおりである。

また, 同別紙の根拠となる資料は, 証拠6の1, 2, 証拠7である。

なお, 従前の書面において, 「県が [REDACTED] に令和7年4月に 4,905,948 円を支払ったことは, 証拠2の2枚目と証拠3に基づく計算によって求められる。」と記載したが, 上記のとおり訂正する。

以上のとおり, 住民監査請求書を補充する。

(別紙) 計算説明

直接工事費	2,094,428	・・・①
$\text{経費} \quad \frac{\text{全体の工事価格}}{\text{全体の直接工事費}} \times \text{①}$ $(19,311,000 - 8,298,509) \div 8,298,509 = 132.7\%$		・・・②
	① × ② = 2,779,305	・・・③
工事価格	① + ③ = 4,873,733	・・・④
落札率による補正	91.51% × ④ = 4,459,953	・・・⑤
消費税相当額	10% × ⑤ = 445,995	・・・⑥
請求する金額	⑤ + ⑥ = 4,905,948	

③は①に対する経費

落札率は別紙入札結果等情報による
 (訂正あり)



証拠6の1

本工事費 内訳書

頁1-0023

費目・工程・施工名称など	数	単	位	金 額	備 考
一般管理費計				3,543,739	
				3,365,491	
工事価格				20,436,000	
消費税控 当額				19,311,000	
工事費計				1,931,100	
				22,473,600	
				21,242,100	

06-*****-348 -41

鳥 取 県

側
有
機

3

有

1

施工単価表

異常時パトロール

Y1000

車第1-0001 表

頁1-0024

L=50km以下

常時巡回工使用

※積算基礎費 IV-6-①-B

1 回 単位

名 称 ・ 規 格 など	数	単	位	単 価	金 額	備 考
一般運転手	0.425	人		19,005	8,077	RTPC0007
土木一般世話役	0.212	人		25,515	5,409	※積算基礎費 IV-6-①-B 1.7/4=0.425人 RTPC0009
ライトバン 1500cc5人乗り ※土木積算基礎費IV-6-①-②	1.7	時間		527	895	※積算基礎費 IV-6-①-B 1.7/8=0.212人 K2232
ガソリン レギュラー スタンド	4.7	L		158	742	527円 TTPC00014
給雑費	1	式			7	#91
*** 単位当たり ***	1	回			15,130	

06-*****-348 -41

鳥 取 県

側
有
機

3

有

9



証状6の2

本工事費 内訳書

頁1-0021

費目・工種・施工名称など	数	単位	金額	備 考
振動コンパク 40~60kg 運転質量40~60kg	1.125	日	2,304	060299
高所作業車運転(賃料) トラック架設リフト・ブーム型 作業床高さ8~10m	4.125	台・日	57,708	060299
チェーン・損料 総長 350mm	3.125	台・日	3,203	060299
<賃>油圧ブレーカ バケット容量0.1m ³ ベースマシン含む	0.5	日	4,325	060299
コンクリート穿孔機 電動式コアボーリングマシン 最大穿孔径φ25cm	0.250	日	812	060299
<賃>工事用水中ポンプ φ50mm 出力0.75kW 揚程10m程度	0.750	日	132	060299
<賃>発動発電機(ディーゼル発電機) 出力8kVA	1.250	日	1,525	060299
材料費				
安全費	1	式	516,856	(1/2)
			838,923	

05-4*****-348 -41

鳥 取 県

本工事費 内訳書

頁1-0022

費目・工種・施工名称など	数	単位	金額	備 考
交通誘導警備員B	59.625	人	838,923	060299
** 直接工事費 **			8,298,509	
共通仮設費			1,746,000	
** 共通仮設費計 **			1,821,000	
** 純工事費 **			1,746,000	
現場管理費			10,044,509	
** 工事原価 **			5,901,000	
一般管理費率 分			16,892,261	
契約保証金			15,945,509	
			3,358,735	
			6,756	

05-*****-348 -41

鳥 取 県

入札結果等情報

証拠 7

契約結果情報 戻る

工事・業務名	県道新見日南線外道路維持工事(8工区)		
場所	日野郡日南町下石見外	地域密着型	総合評価
予定価格	22,479,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)	最低入札額(x min)	18,700,000
調査基準価格	18,700,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)		
失格基準価格	17,700,000円(消費税及び地方消費税の額を除く。)		
開札(予定)日	2024/03/27		
状態	契約完了		

入札結果(赤色で表示されているのは落札業者です。)

施工能力点数内訳情報

業者名	入札価格(x)	入札価格評価点数 $X = (x \text{ min}) \div (x) \times 90$	評価点数X+Y	総合順位	摘要
	施工能力点数Y				
[Redacted]	18,700,000	90.000	100.000	1	[落札]
	10.000				
[Redacted]	18,800,000	89.521	99.461	2	
	9.940				

落札率 $\frac{18,700,000}{22,479,600} \times 100 = 91.51\%$